

松江市老朽空き家除却跡地活用によるポケットパーク等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、使用の見込みがなく空き家となっている老朽空き家を除却することで安全で安心な生活環境の確保を図るとともに、その除却跡地を地域活性化等の地域のための利用に供することを目的として、地域連携老朽空き家除却跡地活用協定（以下「協定」という。）を締結した自治会等に対し、老朽空き家除却跡地を整備する費用の一部を補助する松江市老朽空き家除却跡地活用によるポケットパーク等設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日 国住市第350号国土交通省事務次官通知。以下「制度要綱」という。）及び松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるもののほか、制度要綱において使用する用語の例による。

- (1) 空き家 市内にある住宅で、おおむね1年以上居住その他使用がなされていないことが常態であることが明らかなものをいう。（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定による命令を受けている建築物を除く。）
- (2) 老朽空き家除却跡地 制度要綱において規定する不良住宅である空き家を松江市老朽空き家除却支援事業補助金交付要綱（令和6年4月1日施行）に基づく補助対象事業として除却した跡地（当該補助金の額が確定されたものに限る。）
- (3) 自治会等 次に掲げる団体等で、第7条に規定する協定を締結し、当該協定に定めた活用方針を実現するために10年間、老朽空き家除却跡地の維持管理を行うことが可能な団体をいう。

ア 町内会又は自治会

イ その他市長が適当と認める団体

- (4) 地域連携老朽空き家除却跡地活用事業（以下「活用事業」という。） 協定を締結した自治会等が、協定に定めた活用方針を実現するために老朽空き家除却跡地のポケットパーク整備工事又は防災空地整備工事を行う事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、松江市内で行う活用事業（ただし、補助対象事業により整備する老朽空き家除却跡地（以下「補助対象老朽空き家除却跡地」という。）から半径50m

以内に防災空地又はポケットパークが存する場合を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

- (1) 公共事業等の補償の対象となっている土地で行う事業
- (2) 国、地方公共団体又はその他公共団体が所有している土地で行う事業
- (3) 活用方針や活用事業が、特定の宗教活動又は政治活動に関するものである事業
- (4) 活用方針や活用事業が、公序良俗に反するものであると認められる事業
- (5) 活用事業の費用について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けている事業
- (6) 規則第7条に規定する交付決定の前に補助対象事業に着手した事業
- (7) 規則第7条に規定する交付決定の日の属する年度内に補助対象事業が完了しない事業

3 補助対象事業を行う場合は、ポケットパーク等である旨や補助対象老朽空き家除却跡地の管理者である自治会等の名称等を記載した標識（参考書式）を協定を締結している間、見やすい場所に設置しなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、第2条第3号に定める自治会等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象外とする。

- (1) 松江市税を滞納している団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する団体
- (3) 過去に本補助金の交付を受けた団体

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請に係る要件）

第6条 交付の申請に当たっては、老朽空き家除却跡地の所有者又は所有権以外の権利を有する者（以下「所有者等」という。）と補助事業の趣旨を十分に協議し、周辺の住民等に対して事業に関する説明を行うとともに、次条第2項に規定する協定を締結しなければならない。

（協定の締結）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第10条による交付申請を提出するまでに、所有者等と連名で市長に対し、地域連携老朽空き家除却跡地活

用協定締結申出書（様式第 1 号）に、地域活性化等の地域のための利用に供することを目的として老朽空き家除却跡地の活用方針や活用事業などを定めた老朽空き家除却跡地活用計画書（様式第 2 号）を添えて申出を行うものとする。

- 2 申請者、所有者等又は市長（この条においてこれらを「協定締結者」という。）は、前項の申出の後に、老朽空き家除却跡地活用計画書に基づいた協定（様式第 3 号）を締結するものとする。
- 3 補助対象老朽空き家除却跡地に複数の所有者等が存在する場合には、全ての所有者等の同意を得なければならない。
- 4 第 1 項の規定による協定の締結期間は、原則 10 年間以上とし、期間満了日の 3 か月前までに、協定締結者からの書面による特段の申出がない場合には、以後 1 年ごとに自動的に更新するものとする。
- 5 前項の規定に関わらず、協定を締結期間の途中で終了しようとするときは、終了しようとする日の 3 か月前までに、協定締結者間で協議し、市長の承認を受けなければならない。

（活用及び維持管理状況の報告）

第 8 条 申請者は、協定の締結期間中、補助対象事業実施後の跡地の活用及び維持管理状況について、年に 1 度、活用及び維持管理状況報告書（様式第 4 号）により、市長に報告しなければならない。

（補助金の返還等）

第 9 条 申請者は、補助事業の完了日から 10 年を経過する前に当該除却跡地の活用を終了する場合は、既に交付を受けた補助金の全額を返還しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する補助事業の完了日から 10 年を経過する前に当該除却跡地の活用を終了する理由が、次の各号のいずれかによるものであるときは、申請者に対して補助金の返還を免除することができる。

- (1) 災害により当該除却跡地が滅失又は著しく損壊したことによる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める理由による場合

（交付の申請）

第 10 条 申請者は、規則第 4 条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 計画概要書（様式第 5 号）
- (2) 事業収支計画書（様式第 6 号）
- (3) 補助対象老朽空き家除却跡地にかかる松江市老朽空き家除却支援事業補助金の補助金等確定通知書の写し

- (4) 自治会等の役員名簿、団体規約又は定款、区域図及びその他活動内容を示す書類
- (5) 補助対象老朽空き家除却跡地の所有者等の補助事業に対する同意書
- (6) 付近見取図（都市計画基本図等（縮尺 2,500 分の 1 程度））
- (7) 補助対象老朽空き家除却跡地の周辺状況図（老朽空き家除却跡地から半径 50m以内に
防災空地又はポケットパークが存しないことが分かるもの）
- (8) 配置図
- (9) 平面図
- (10) 施設設備詳細図
- (11) 補助対象経費の見積書又は事業費内訳書
- (12) 補助対象事業の着手前の状況を示す写真（補助対象老朽空き家除却跡地の全景及び部位
ごとの写真）及び当該写真の撮影位置が分かる書類
- (13) 協定書の写し
- (14) 松江市税の滞納がないことが分かる証明書
- (15) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書（申請者が暴力団員等該当性照会基準に定める照
会を要しない団体以外の団体である場合に限る。）
- (16) その他市長が必要と認める書類
（実績報告等）

第 11 条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に
次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書（様式第 7 号）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 竣工図面（付近見取図を含む。）
- (5) 補助対象事業の成果が確認できる写真及び当該写真の撮影位置が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助金の額

補助対象経費	補助金額	補助限度額
補助対象事業に要する費用の額	補助対象経費の 2 分の 1 の額	50 万円

備考

算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

地域連携老朽空き家除却跡地活用協定締結申出書

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者（自治会等）

団体名

事務所の所在地

代表者氏名



老朽空き家除却跡地の所有者等

住所

氏名



松江市老朽空き家除却跡地活用によるポケットパーク等設置補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により松江市長と地域連携老朽空き家除却跡地活用協定を締結したいので、老朽空き家除却跡地活用計画書を添えて申し出ます。

様式第 2 号（第 7 条関係）

老朽空き家除却跡地活用計画書

対象となる老朽空き家除却跡地の所在地	
対象となる老朽空き家除却跡地の使用に係る所有者等の同意の内容	
対象となる老朽空き家除却跡地の活用方針及び実施事業	
対象となる老朽空き家除却跡地の管理方法	
その他对老朽空き家除却跡地を活用するために必要な事項	

様式第 3 号（第 7 条関係）

地域連携老朽空き家除却跡地活用協定書

と と松江市長とは、老朽空き家を除却した跡地の活用を図るため、松江市老朽空き家除却地活用によるポケットパーク等設置補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称
- 3 協定に係る老朽空き家除却跡地活用計画書の内容
別紙「老朽空き家除却跡地活用計画書」のとおり
- 4 協定期間 年 月 日から年 月 日まで

この協定の締結を証するため、この協定書 3 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

申請者（自治会等）

団体名

事務所の所在地

代表者氏名



老朽空き家除却跡地の所有者等

住所

氏名



松江市

松江市長 上定 昭仁



年 月 日

（あて先）松江市長

申請者（自治会等）

団体名

事務所の所在地

代表者氏名

活用及び維持管理状況報告書

補助対象事業実施後の跡地の活用及び維持管理状況について、松江市老朽空き家除却跡地活用によるポケットパーク等設置補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 交付確定通知番号 年 月 日付け 指令第 号

2 所 在 地
（地 名 地 番） 松江市

3 活 用 維 持 管 理 状 況

☐ 活用されているか

☐ 常時開放されているか

☐ 日常的な清掃・管理等が行われているか

☐ 標識が設置されているか

（注）上記状況がわかる写真を添付してください。

4 その他報告事項（施設の破損の有無、変更事項等）

様式第 5 号（第 10 条関係）

計画書概要書

1 老朽空き家除却跡地の概要等

除却跡地の所在地		松江市
除却跡地の所有者	住 所	
	氏 名	
除却跡地の所有権 以外の権利者	権 利 種 別	
	住 所	
	氏 名	
除却跡地の管理者	住 所	
	氏 名	
活用事業に係る整 備工事の事業者	所 在 地	
	名称・代表	
	電 話 番 号	
	許可番号等	

2 交付申請額の算出

項目	算出式	金額等
整備工事費①	見積金額等	円
補助対象経費②	(①のうち、補助対象部分の額) × 8/10	円
補助金額③	② × 1/2	円
交付申請額(交付額)	③ と 500,000 円の少ない方の額	円

備考

交付申請額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

様式第 6 号（第 10 条関係）

事業収支計画書

<収 入>

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
自己資金	円	
借入金	円	
小 計 (a)	円	
補助金交付申請額 (b)	円	
収入合計 (a + b)	円	

<支 出>

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
補助対象経費	円	
	補助対象経費計 (c)	円
補助対象外経費	円	
	補助対象外経費計 (d)	円
支 出 合 計 (c + d)	円	

様式第 7 号（第 11 条関係）

事業収支決算書

<収 入>

(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
自己資金	円	
借入金	円	
小 計 (a)	円	
補助金交付申請額 (b)	円	
収入合計 (a + b)	円	

<支 出>

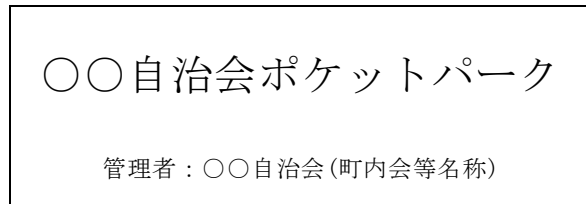
(単位：円)

科 目	金 額	内 訳
補助対象経費	円	
	補助対象経費計 (c)	円
補助対象外経費	円	
	補助対象外経費計 (d)	円
支 出 合 計 (c + d)	円	

参考書式（第3条）

補助対象老朽空き家除却跡地に表記する標識については、松江市と協議の上、以下を参考に製作・設置すること。

【文言等】



※活用用途により表現を変更のこと

【材質、大きさ等】

材質	・アルミ複合板等腐食に強い素材
大きさ	・A2 サイズ(約 400×600)程度
色彩	・文字 黒 ・背景色 白
設置箇所	・フェンス等があれば、共架し風雨等で飛散しないよう適切に固定すること。 ・フェンス等に共架が困難な場合は、支柱埋め込み(コンクリート基礎が必要)により転倒しないように施工すること。